

身近な場所で、地域住民と気軽に
交流ができる集いの場

ふれあいいいきいきサロン 活動の手引書



社会福祉法人 諫早市社会福祉協議会

目次

1. ふれあいいいききサロンについて

(1) ふれあいいいききサロンとは	P2
(2) サロンの効果	P2
(3) サロンの要件	P3
(4) サロン活動の大切なポイント	P3
(5) 助成金について	P4
(6) 助成金の返還について	P4
(7) 立ち上げ準備のポイント	P5
(8) 認定及び助成金交付までの流れについて	P7
(9) 活動中の事故の補償について	P8
(10) サロンの留意事項	P9

2. 実践アイデア紹介

(1) 活動内容の工夫	P13
(2) 協力体制の工夫	P19
(3) 参加者を増やす取り組み	P20
(4) 周知方法	P21

3. お役立ち情報

(1) 支援を行うボランティア	P22
(2) レクリエーションなどで使える貸出用具等	P24

4. 提出が必要な各種様式

(1) 様式一覧	P25
(2) 助成金の申請に必要な書類	P26
(3) 助成金の請求に必要な書類	P31
(4) 助成金の報告に必要な書類	P32
(5) 助成金の追加交付・返還に必要な書類	P35
(6) サロンを廃止する際必要な書類	P36
(7) 年度途中の変更における各種手続き	P37
(8) 年度途中の変更における必要な書類	P38
(資料)	
・ ふれあいいいききサロン事業実施要領	P42
・ ふれあいいいききサロン事業費助成要綱	P43

1. ふれあいいいききサロンについて

(1) ふれあいいいききサロンとは

ふれあいいいききサロン(以下「サロン」という)とは、外出機会が減った高齢者のみなさんが地域の身近な場所で、地域住民と気軽に交流することができる集いの場です。活動を通じて、「楽しみ・生きがいづくり」「仲間づくり」「健康づくり」にもつながることを目指しています。



(2) サロンの効果

サロンでは、以下のような効果が期待されます。

① ご近所の仲間ができる

同じ地域に住む同年代のみなさんとの交流を通して、自然と友人関係を築くことができます。



② 楽しみ、生きがいができる

仲間とのつながりや何か役割を持つことで、自分の生きがいや自信につながります。



③ 介護予防・認知症予防

サロンへの参加や仲間との交流は、介護と認知症の予防に効果的で、心身の健康維持につながります。



④ 情報交換ができる

同じ地域の同世代のみなさんと交流できるので、地域、生活、介護のことなど様々な情報を知ることができます。



(3) サロンの要件

本会では、下記項目を満たしている活動をサロンの要件としています。

ふれあいいいきサロン事業実施要領(P40 参照)より

実施主体	地区(校区)社会福祉協議会(以下「地区社協」という)
会場	公民館・集会所など
利用対象者	おおむね65歳以上の高齢者
開催頻度	原則月1回以上
開催時間	おおむね1時間以上
活動内容	茶話会、レクリエーション、体操など 誰もが参加しやすい内容のもの

(4) サロン活動の大切なポイント

活動を長く続けるために、以下のポイントが大切です。

気軽に参加できる

気軽に参加できる雰囲気を大切にするので、参加しやすいサロンになります。

みんなで楽しむ

活動を継続していくためには、楽しんで活動することが大切です。みなさんと楽しめる活動にしていきましょう。

無理をしないで

無理をしないで、できる範囲の活動で大丈夫です。長く活動するために、どうしたら負担が少なく活動ができるかみなさんと話し合ひましょう。

みんなで「サロンを作ろう」!

利用者も含めみなさんとサロンを作る意識を大切にしましょう!サロンでの役割を持つと、サロンへの愛着が増し、楽しみや生きがいにもつながっていきます。



(5) 助成金について

本会では、サロン活動の推進を図るため、認定されたサロンに対して助成を行っております。

交付金額	1回あたり4,000円 週1回(月5回まで)を上限
助成金の使途	会場の使用料や水道光熱費、消耗品費などの開催経費の一部

(6) 助成金の返還について

年度当初の助成回数に実施回数が満たないサロンにおいては、助成金の返還が必要です。しかし、次の事例に該当する場合は返還は必要ありません。

返還が不要な事例

- ① 天候が悪化したなどやむをえず安全対策のため急遽サロンを中止した。
- ② やむをえずサロンを中止することになったが、事前にサロンの準備として次回に使用できない消耗品を購入していた。



準備を行う前にサロンを中止した場合は、
助成金の返還の対象となります。

返還対象となるか分からない場合は、お気軽にご相談ください。

TEL:0957-24-5100 (諫早市社会福祉協議会)



(7) 立ち上げ準備のポイント

サロン活動を円滑に行うために、押さえておきたいポイントがいくつかあります。
以下の立ち上げ準備のポイントを参考にしてみてください。

STEP 1

地域の状況を知りましょう!

地域住民の声を聞くことで、どんな人々が暮らし、どんな悩みや課題があるのか、どのようなサロンが求められているのか知りましょう。

STEP 2

ボランティアを集めましょう!

サロンを一人で運営するのは大変です。一緒に活動してくれる仲間を見つけ、役割分担を行いましょ。

STEP 3

地区社協や自治会・町内会など地域の関係者に サロン立ち上げの意向を伝えましょう!

サロンの実施主体は、お住まいの地域の地区社協になります。地区社協の会長もしくは事務局長にサロン立ち上げの相談をしましょう。

また、地域に根差したサロン運営を行うには、自治会・町内会、民生委員・児童委員、老人会(クラブ)のみなさんの理解と協力が必要です。サロン立ち上げの想いなどを伝え、理解や協力を得られるよう相談しましょう。

STEP 4

活動の目的や具体的内容について決めましょう!

① サロンの目的を定め、みんなで共有しましょう

STEP1で把握した地域の状況を踏まえ、サロン開設の目的をメンバーで共有しよう。目的を共有することで、メンバー間の一体感が生まれやすくなります。

② 具体的内容を決めましょう

決める内容

名称・開催頻度・開催日・開催時間・開催場所・参加費の有無・
実施内容・運営における役割分担(代表者・記録係・会計など)

※ ボランティアのみなさんが無理なくできる範囲の内容を決めましょう!

STEP
5

参加を呼びかけましょう!

地域みなさんにサロンの開催を案内し、参加の呼びかけを行いましょう。

【呼びかけの方法】

- 参加を呼び掛けるチラシを作成し、自治会・町内会の回覧板で回す
- 自治会・町内会の掲示板などでお知らせする
- 直接対象者の人に「来てみませんか」と声を掛ける
- 参加を呼び掛ける手紙を渡す
- 高齢者を見守りしている民生委員・児童委員に協力してもらい、サロンへの参加を呼び掛けてもらう など

STEP
6

開催しましょう!

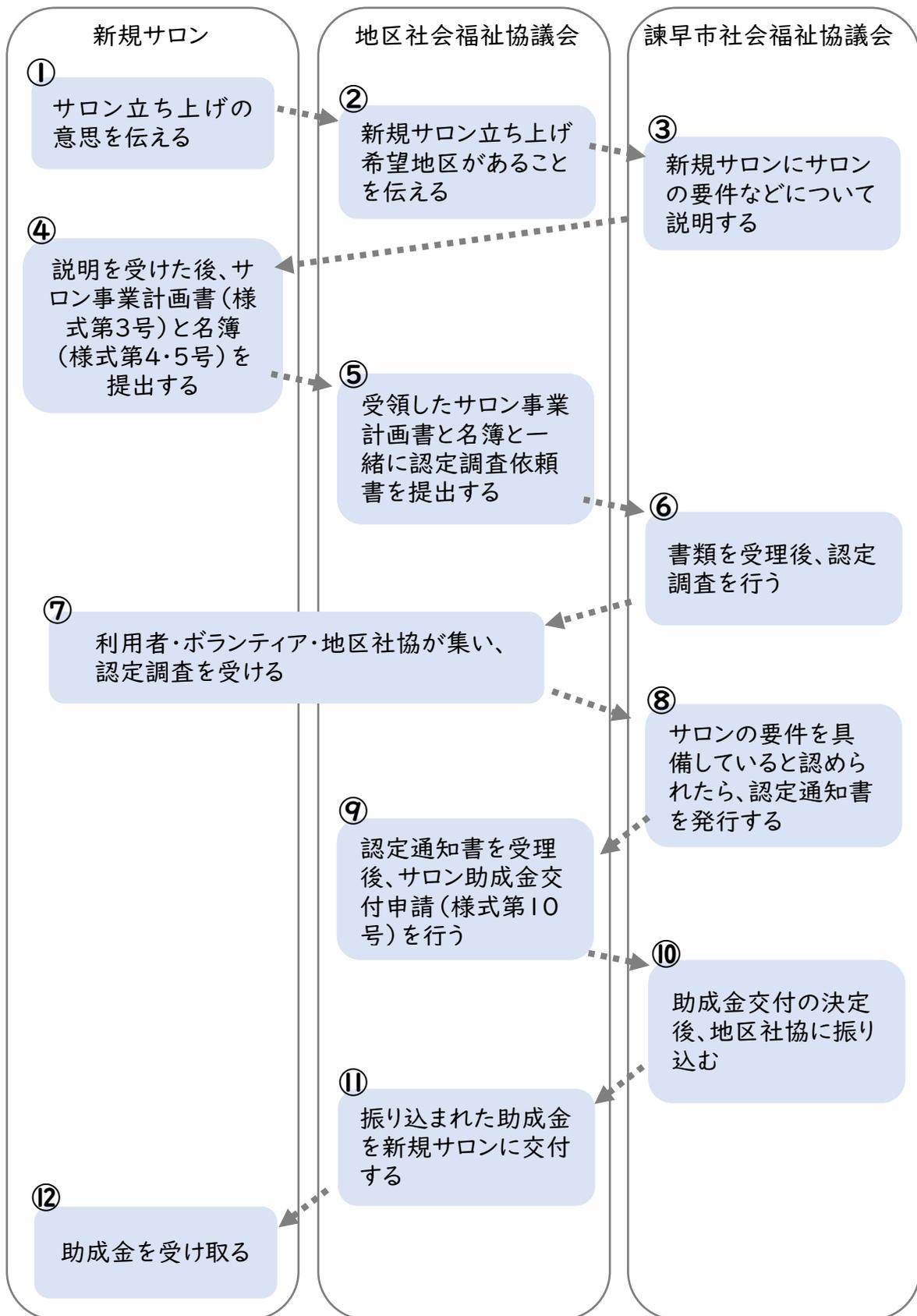
準備ができたら、サロンを始めましょう!最初はぎこちなくても、来てもらえて嬉しいという想いが伝われば、参加者も嬉しくなり、次回の参加意欲につながります。

サロンの実施方法は地域によって様々です。ボランティアだけではなく、利用者のみなさんも含めどのようなサロンがいいのか随時話し合い、自分達に合うサロンの実施方法を見つけましょう。



サロンとして認定され、助成金を受給するには、別途手続きが必要です。手続きの流れを、次ページに掲載しておりますので、参考にしてください。

(8) 認定及び助成金交付までの流れについて



※助成金交付まで、時間がかかりますので早めにご相談ください。

(9) 活動中の事故の補償について

認定されたふれあいいきいきサロンは、活動中のケガなどに備えるため、保険に加入しています。

【保険金がお支払いされる主な例】

- ① サロンに参加するために家を出て会場に行く途中、転んでケガをしまい、通院した。
※ 通常の経路をはずれて寄り道をした場合は、対象になりません。
- ② サロン活動中につまずいて骨折をしまい、入院して手術した。
- ③ サロンでの食事で食中毒になり通院した。 など

※ ボランティアとしてご登録いただいている人は、サロン開催日以外でのサロン開催のための会議や準備などで、ケガをして通院や入院した場合も補償されます。

もしケガなどありましたら、
諫早市社会福祉協議会 **TEL:0957-24-5100** まで
ご連絡ください。
補償対象になるか保険会社に確認いたします。



(10) サロンの留意事項

サロンの運営にあたっては、以下の4点に気を付けてください。

① サロンへの参加を広く呼びかけましょう!

サロンは、地域の誰もが参加できる活動です。会場の広さやボランティアの人数により、参加者数に制限が生じることはあるかもしれませんが、特定の人だけの集まりとならないよう配慮をお願いします。

例えば、年1回程度は回覧板などで参加を呼び掛けるなど、**地域の対象者にサロンへの参加を広く呼びかけて**いただきますようお願いいたします。



気を付けてほしいポイント

老人会(クラブ)とふれあいいきいきサロンの違い

老人会とサロンは、どちらも高齢者の生きがい・健康づくりや交流促進を目指す活動ですが、目的や活動内容に違いがあります。例えば、老人会は、奉仕・ボランティア活動や、様々な趣味に合わせた活動も行われていますが、サロンは外出機会が減った高齢者に集いの場を提供することが主な目的です。

行政からの支援も異なりますので、混同しないようにしましょう。

② 誰もが楽しめる活動内容にしましょう!

ふれあいいきいきサロンは、外出機会が減った高齢者に集いの場所を提供するものであるため、活動内容はふれあいを中心に**誰もが楽しめる活動内容**を実施しましょう。



例えば…

- ① 開催時間の殆どがカラオケ ⇒ カラオケが好きではない人は楽しめない
- ② 活動内容が体操のみ ⇒ 身体機能が低下した人は体力的にきつい

※ 上記例のように、何かの活動に偏ってしまうと参加できる人が限られてしまいます。同じ地域に住む高齢者のみなさんが、公平に参加することができるとなるよう心掛けてください。

③ 外出する際も、ふれあいや交流を大切にしましょう!

サロンは、身近な場所で、気軽に地域住民同士が交流できることが大切です。そのため、市外での開催はサロンの活動として認められません。

サロンで外出する際も、市内でふれあいや交流ができる場所にしましょう。利用者やボランティアの負担も考慮して、外出する回数は**原則年1回**となるようお願いいたします。



外出先について

サロンは、地域住民とのふれあいと交流が目的です。外出する際も、その目的を忘れないようにしてください。

(例) 花見 ⇒ それぞれが好きな場所で花を楽しむだけでなく、一度みんなで集まって会話しながら楽しむ時間を作る など

※ 転倒の恐れがあるなど危険を伴うことが想定される場所(温泉など)や見学のみを目的とした外出、買い物ツアーは、控えるようにしてください。

判断に迷う場合は、
諫早市社会福祉協議会 TEL:0957-24-5100 に
お気軽にご相談ください。



④ 誰もが参加しやすい・居心地の良い雰囲気を大切にしましょう！

誰もが参加しやすい場であるためには、以下のことを心掛けましょう。

- 参加者をあたたかく迎え入れましょう。
積極的な声かけと気配りは、「歓迎されている」と感じ、安心感や信頼感につながります。
- 参加者のプライバシーに配慮しましょう。
参加者は自身の情報が不適切に共有される心配がないことで、安心して参加することができます。
- 利用者の意見も取り入れて、みんなでサロンを作りましょう。
利用者の希望に合わせた活動や交流を行うことで、みなさんがより協力的になり、サロンへの親しみが自然と生まれてきます。

2. 実践アイデア紹介

実際にサロンを運営されているボランティアからよく聞く声をいくつか取り上げ、参考になるサロンの取り組みをご紹介します。

(1) 活動内容の工夫

サロンでの活動内容を考えるのが悩み…



① おしゃべりだけでもいいんだよ!

【藤原ふれあいいきいきサロン(小長井町)の活動のようす】



9時30分から14時30分までサロンを開いており、自由な時間に集まっています。内容は主に茶話会。参加者の気分に合わせて、体操やゲームなどを楽しむこともあります。

参加者からは、「一人で家でお茶を飲むより、みんなで飲む方が美味しい」という声もあり、おしゃべりを楽しみながら、孤独感を解消し、地域のつながりを深める場となっています。

② 毎回同じ内容でも楽しめているよ!

【天神町ふれあいサロンみどり会の取り組み】



2時間のサロンの中で、後半の1時間は手作りのポッチャと輪投げのゲームを毎回行っています。年間通して得点をつけ、年度末に順位を決め、表彰をします。

得点をつけることで、利用者みなさんが参加するきっかけにつながっています。また、ゲームは毎回同じ内容なので、考える負担の軽減と利用者の上達にもつながると思っています。

③-1 簡単なレクをしているよ!

【西小路ふれあいきいきサロンの取り組み】

① 表情筋を鍛える エクササイズ

表情筋を鍛える はっきり読みエクササイズ

- ① さかだち さかさま サセシスセソサ
- ② ばらそる ばらばら パペピブペポバ
- ③ たのしい たこあげ タテチツテトタ
- ④ らくだい らいおん ラレリルレロラ
- ⑤ ざわざわ ざぶざぶ ダデチツデトダ

- (i) ①～⑤の順番で読む
- (ii) ⑤～①の順番で読む
- (iii) ①③⑤②④の順で読む
- (iv) 文章を逆さまに①～⑤の順で読む
- (v) 文章を逆さまに⑤～①の順で読む
- (vi) 文章を逆さまに⑤③①④②の順で読む

② 交互唱



参加者を2チームに分け、異なる曲をワンフレーズずつ交互に歌う。

(例)

「うさぎとかめ」と「あめふり」

- (i) ♪もしもし かめよ かめさんよ
- (ii) ♪あめあめ ふれふれ かあさんが
- (i) ♪せかいの うちに おまえほど
- (ii) ♪じゃのめで おむかえ うれしいな

⋮

準備物 交互唱をする歌の歌詞

③ じゃんけんリレー



参加者を2チームに分ける。相手チームとじゃんけんをし、勝ったら次の人にバトンを渡すことができ、先にバトンが最初の人に戻ってきたチームの勝ち。

準備物 バトンの代わりにするもの

③-2 簡単なレクをしているよ!

【よろう会(森山町)の取り組み】

① チラシでパズル



A3サイズで両面印刷されたチラシを8分割もしくは16分割などに破って、一度シャッフルし元に戻します。

その速さを競います。

② 4人で協力!早コップ重ね競争!



輪ゴムにひもを4本結んだものをそれぞれ一本ずつ持ち、4人で協力し合いどのチームが早くコップを重ねられるか競います。

③ ボールの転がし



4人1組で点数の書いた的にボールを転がしてチームで点数を競います。的は手作りで、+100のものもあれば、-100のものもあります。同じチームの4人が順番で転がし、転がしたボールはそのまま同じチームの次の人へ。4人が投げ終えて、得た的の点数を計算し、次のチームに移ります。

よろう会さんでは、ボランティアが気軽にできるレクリエーションを約20種類ほど用意し、その中から3つを選んで活動しています。毎回異なる内容で行うため、利用者みなさんも飽きずに楽しめ、ボランティアも負担が少なく準備できているそうです。



参考 NPO 法人 長崎県レクリエーション協会から
レクリエーションについてのアドバイス!

☆ レクリエーションとは「心を元気にすること」

やる気が出る ⇒ 楽しさを感じる機会の増加 ⇒ 活発な生活

☆ 「いつもおなじことばかりでマンネリ化している」と思い込んでいませんか？

同じことの繰り返しでいいんですよ! たま~にちょっと変えて…

レクリエーションを行うときの心構え&ちょっとしたテクニック

- ① **笑顔で** … 人の緊張を和らげるテクニックのひとつです。
- ② **元気よく**…スタッフが元気がないと、参加者もやる気・元気がでません。
- ③ **大きな声で、ゆっくりと**…できるだけ大きな声で(怒鳴り声とは違います)
- ④ **説明は、短く、わかりやすく**…一度に全部を説明するのではなく、段階的にゆっくり説明しましょう。モデルを使ってみせてもいいですね。
- ⑤ **みんなが楽しんで**…無理に参加を強要せずに、見ることを楽しむ人がいらっやってもいいのではないのでしょうか。自然にやる気や参加の意欲が高められるような雰囲気づくりに努めましょう。まずは、スタッフの人たちが楽しむことが大切です。
- ⑥ **やる気をあげる声かけ**…プラスの声かけをしましょう。
例) 「すごいですね」「さすがー」「もう少しですよ」
「惜しい」など
- ⑦ **ゲームをアレンジ(工夫)**…少しの工夫で大きくゲームの幅が広がります。
例) 道具を少し変えてみる
速いもの勝ちを遅いもの勝ちにする
右手だけでなく左手で行う など
- ⑧ **簡単なことから難しい事へ**…まずは、皆さんができることから始めて、できたという体験をしてから、少し難しいことへ挑戦できるようにしましょう。

④ 地域にいる特技がある人に講師をお願いしているよ!

【ふれあいいきいきサロン小船越1区の取り組み】



毎年1回マジック同好会の人に「マジックショー」をお願いしています。

その他にも、楽器を演奏する人やカラオケをする人など特技がある人に講師をお願いすることで、サロン活動の充実につながっています。

同じ地域に趣味や特技をお持ちの人はいらっしゃいませんか?そのような人に講師をお願いすることで、講師自身も「役に立てている」と感じて喜びが生まれ、地域内で教え、学び合う関係が育まれます。お互いにとって素晴らしいつながりが生まれるきっかけになるかもしれません。



⑤ 出前講座をお願いしているよ!

【いきいき泉サロンの取り組み】



諫早警察署に特殊詐欺防止についてご講義いただきました。

専門の人に直接お話を聞くことができ、役立つ知識を分かりやすく学べます。また、サロンの活動内容が多様化し、さらに多くの参加者に興味を持ってもらうきっかけにつながっています。

次のページでは、サロン活動の際に、出前講座の講師としてご協力頂ける機関を紹介しています。参考に見てみてください!



参考 出前講座一覧

(敬称略・五十音順)

1	機関名	諫早警察署		
	タイトル 内容	ニセ電話詐欺等被害防止	所要時間	40分程度
	連絡先	TEL:0957-22-0110	実施可能日	平日のみ
2	機関名	諫早公証役場		
	タイトル 内容	相続・遺言書・任意後見契約について	所要時間	60分程度
	連絡先	TEL:0957-23-4559	実施可能日	平日のみ
3	機関名	諫早消防署		
	タイトル 内容	防火講座 等	所要時間	1時間～ 1時間半
	連絡先	TEL:0957-22-0119	実施可能日	平日・土日可
4	機関名	諫早市薬剤師会		
	タイトル 内容	①薬の正しい使い方 ②薬局の活用法 ③かかりつけ薬剤師とは?	所要時間	30分程度
	連絡先	TEL:0957-27-1127	実施可能日	平日可 土日も相談可
5	機関名	かけはしいさはや(諫早市在宅医療・介護連携支援センター)		
	タイトル 内容	① 在宅医療ってなあに? ② かかりつけ医で安心を! ③ 介護保険サービスを利用する ④ その時に備えて(ACP=アドバンス・ケア・プランニング)	所要時間	60分程度
	連絡先	TEL:0957-46-3166	実施可能日	平日のみ

※ 参加者数が少ないと出前講座が難しい場合があります。

※ 出前講座を依頼される場合は、早めに相談するようにしてください。

他にも様々な出前講座がありますので、お気軽に本会までご相談ください。

TEL:0957-24-5100(諫早市社会福祉協議会)



(2) 協力体制の工夫

みんなでサロンを取り組んでいくためにはどうしたらいいんだろう…



① 役割分担を決めているよ!

【いきいきサロン日の出の取り組み】



ボランティアの中で役員を決め、開催前に役員会を開催しています。役員の中で、会長は挨拶、副会長はサロンの進行やゲームの企画、他の役員は事務処理、会計などそれぞれ役割分担をしています。そうすることで、一人ひとりの負担が少なくサロンの運営ができています。



また、事前にどんな内容を実施するか話し合うことで、お互い共通認識を持ち、サロンの実施ができています。そのため、役員の急な欠席があっても残りの役員で問題なく対応できています。

② 役割分担をボランティアでまわしているよ!

【白岩北部ふれあいいきいきサロンの取り組み】

スタッフ会議を開き、ボランティアみんなでサロンの内容などを協議しています。その後の準備（お菓子の購入など）や当日の進行は、ボランティアの中で3人組を作り、その中で持ち回りで担当しています。

さらに、歌・音響・体操などボランティアそれぞれに得意なことをお願いするようになっています。



みんなで協力していくため、意見を出しやすい雰囲気を大切に、一人ひとりの力が必要だということも伝えていきます。そのおかげか、利用者みなさんもできる範囲で協力していただけるようになり、みんなで支え合うサロンができています。

(3) 参加者を増やす取り組み

参加者が固定化してる…
どうしたら新規利用者を増やせるかな？



① 直接声をかけて、利用者が増えたよ！

【高天町ふれあいいいききサロンの取り組み】



サロン代表者（民生委員）の声掛けにより、今年度新たに5名の新規利用者が増えました。

地域では、同年代の仲間が集まり、グランドゴルフなどを行っています。そこに足を運び、サロンの呼びかけをしました。また、そこに参加していない方には個別に訪問し、声をかけました。

参加者からは、「昔からの顔なじみの人に、こうして月1回会う機会ができて嬉しい」との声が聞かれています。

直接の声掛けは大変効果的です。直接声をかけると、相手に「気にかけてもらっている」という親しみや温かさが伝わります。これによって安心感が生まれ、参加へのハードルが低くなり行ってみようという気持ちの後押しにつながります。



他のサロンにも聞いてみました！

- 利用者の人からのお誘いも効果的です。
あるサロンでは、利用者が同じ班の方をサロンに誘う流れが自然とできおり、利用者が増えました。顔見知りの人からのお誘いは、安心感があり、参加しやすくなります。
- サロンの参加を促すチラシを作成し、回覧板でまわしたり、公民館の掲示板に掲示しているところもあります。
あるサロンでは、より多くの方の目につくように、マンションの管理人に許可を得て、エレベーターに掲示しているところもあります。

(4) 周知方法

サロン開催のお知らせをどうしたらいいかな？



① スタンプカードを作っているよ!

【お茶の間サロンしろみ(城見町)の取り組み】



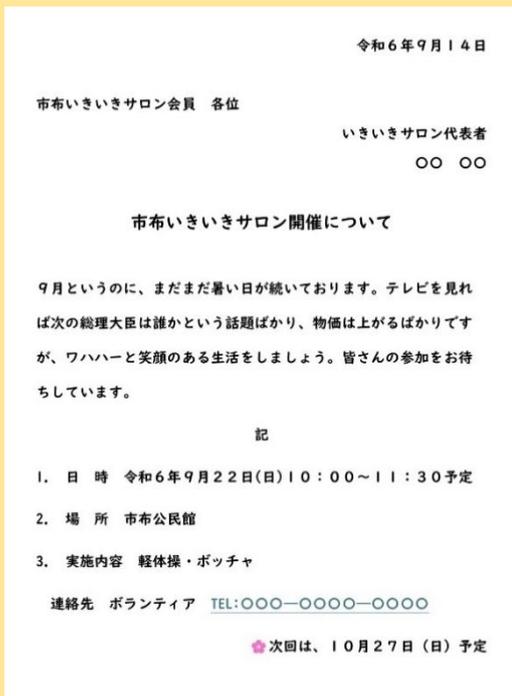
サロン開催日を確認できるようにスタンプカードを作成しています。

開催日の他に、何か分からないことがあれば連絡してもらえると、代表者の氏名と連絡先を掲載しています。

サロンに来てもらったら、手指消毒・体温測定・スタンプ押印がルーティン化されており、「サロンの一員である」と感じてもらうきっかけになっている気がしています。

② お知らせを作っているよ!

【市布いきいきサロン(多良見町)の取り組み】



次回サロンのお知らせを利用者のみなさんに配っています。お知らせには、日時・場所・実施内容・民生委員連絡先の他に、最近のニュースの話題などを取り入れ、サロンがより身近なものに感じてもらうように心掛けています。

配付は、ボランティアである民生委員の2人で手分けして行っています。サロンの開催を覚えてもらえるように、開催の1週間前くらいに配るようにしています。

3. お役立ち情報

(1) 支援を行うボランティア

① いきいき応援隊について

「いきいき応援隊」とは、本会に登録していただいているサロンを応援するボランティアのことです。サロンからの要請に応じ、ゲームなどのレクリエーションを用い応援に出向きます。

- ★ 派遣要請は、希望日の1か月前までにご連絡ください。
- ★ 場合によっては、希望日に応援隊の調整ができない時もあります。ご了承ください。
- ★ 活動時間はおおむね1時間程度です。



② ボランティア紹介

本会ボランティアセンターにご登録いただいている団体等の中で、サロンの活動を支援できるボランティアをご紹介します。

(敬称略・五十音順)

	名 称	支援内容
1	飯盛町民踊会	踊りの披露 ※近隣のサロンのみ
2	諫早おやじコーラス	合唱披露と会場の皆さんと一緒に歌う ※地域によってお断りすることがあります(拠点:西諫早地区)
3	諫早更生保護女性会	市内各地に会員がいるので、ボランティアが足りない等活動のお手伝いであればできるかもしれません
4	諫早市太極拳協会 健康促進部	太極拳の体験
5	諫早市認知症キャラバン ンメイト	認知症サポーター養成講座の開催 認知症普及啓発のための講話 等

6	諫早清掃愛護クラブ	活動の紹介(貝津近辺にて月1回開催している清掃活動について)
7	諫早男声合唱団	コーラスの演奏や一緒に歌う会の開催 ※西諫早地区近隣のみ
8	いさはや要約筆記会	活動の紹介や体験等 (聴こえづらい方に音声文字にして伝える活動)
9	諫早レクリエーション研究会	レクリエーション支援
10	おとぎのへや読み語りの会	絵本・紙芝居(昔話等)の読み語り
11	傾聴ボランティアきくの会	サロンでの話し相手
12	特定非営利活動法人 諫早かるた協会	ふるさと諫早かるたの体験、読手体験、 百人一首の会の進め方 等
13	どれみ	リコーダーやアコーディオン等(学校の音楽室にあった楽器)による演奏
14	田添 正継	四国遍路体験記(講話) (88か所、1,400km、38日間の通し打ち)
15	西諫早ウクレレサークル	ウクレレボランティア音楽会 ※月2回の開催まで
16	人形劇いずみ座	人形劇の公演
17	ポテトの会	食生活の講話 等
18	まきの会	簡単縫い物体験 ※多良見町のみ

いきいき応援隊やボランティア団体にご依頼したいサロンは、
本会までご連絡ください。

TEL:0957-24-5100 (諫早市社会福祉協議会)



(2) レクリエーションなどで使える貸出用具等

【貸出備品】

<p>① 輪投げ</p>  <p>ボードサイズ:60×60cm</p>	<p>② ピッチングゲーム</p>  <p>本体:幅 69cm× 高さ 124cm×奥行 75cm</p>	<p>③ みんなでボッチャ</p>  <p>※公式なものではありません。</p>
<p>④ サイコロ</p>  <p>本体:縦 20cm× 横 20cm×奥行 20cm</p>	<p>⑤ ビンゴゲームマシーン</p>  <p>※ビンゴカードはありません。</p>	<p>⑥ ペタンク(室内用)</p> 

【貸出のルール】

貸出期間:おおむね1週間以内

貸出対象者:ふれあいいきいきサロン、子育てサロン、それらの支援を行うボランティア、その他、地域福祉活動に取り組むグループ・団体であって、本会会長が認める団体

使用料:無料

申込方法:① 電話にて、仮予約を行う。

② 借用申請書を記入し本会に提出する。

※ 貸出用具を受け取りに来る日でも可能。

注意事項:① 点検及び清掃を行い、返却してください。

② 第三者に転貸しないでください。

③ 経年劣化による破損を除き、故意又は過失により用具を破損し、又は滅失した場合は、弁償いただく場合があります。



このレクリエーション用品等は、赤い羽根共同募金を財源に購入しています。

4. 提出が必要な各種様式

(1) 様式一覧

目的	様式の名称
申請	サロン事業費助成金交付申請書(様式第1号)
	サロン事業実施箇所一覧(様式第2号)
	ふれあいいきいきサロン事業計画書(様式第3号)
	ふれあいいきいきサロン利用者名簿(様式第4号)
	ふれあいいきいきサロンボランティア名簿(様式第5号)
請求	サロン事業費助成金請求書(様式第7号)
報告	サロン事業終了報告書(様式第13号)
	サロン事業実施報告一覧(様式第14号)
	サロン事業活動内容報告書(様式第15号)
追加交付・返還	サロン事業計画変更に伴う助成金交付申請書兼返還届(様式第10号)
	サロン事業計画変更届(様式第9号)
廃止	サロン事業廃止届(様式第11号)
利用者・ボランティアの増減	ふれあいいきいきサロン利用者及びボランティア異動届(様式第8号)
会場・代表者・実施回数の変更	サロン事業計画変更届(様式第9号)

様式は、本会ホームページにてダウンロード可能です。

諫早市 ふれあいいきいきサロン



(2) 助成金の申請に必要な書類

① サロン事業費助成金交付申請書(様式第1号)

地区社協が作成

(様式第1号)

サロン事業費助成金 交付申請書

令和7年4月1日

社会福祉法人
諫早市社会福祉協議会会長 様

令和7年度において、(■ふれあいいいききサロン ・ ■子育てサロン)事業費助成要綱に従い、必要書類を添えて、下記のとおり助成を申請いたします。

金 144,000 円也

※該当欄に、レ(チェック)をお願いします。塗りつぶしでも構いません。

申請事業	サロン数	申請額	添付書類
■ ふれあいいいききサロン	2 箇所	<u>96,000</u> 円	①地区(校区)社協サロン実施箇所一覧(様式第2号) ②サロン事業計画書(様式第3号) ③ふれあいいいききサロン利用者名簿(様式第4号) ④ふれあいいいききサロンボランティア名簿(様式第5号)
		4,000円×24回 (前期 12 回) (後期 12 回)	
申請事業	サロン数	申請額	添付書類
■ 子育てサロン	1 箇所	<u>48,000</u> 円	①地区(校区)社協サロン実施箇所一覧(様式第2号) ②サロン事業計画書(様式第3号) ③子育てサロン利用者名簿(様式第4号) ④子育てサロンボランティア名簿(様式第5号)
		4,000円×12回 (前期 6 回) (後期 6 回)	

地区(校区)社協名 〇〇地区(校区)社会福祉協議会

会長名 会長 諫早 太郎

② サロン事業実施箇所一覧(様式第2号)

地区社協が作成

(様式第2号)

サロン事業実施箇所一覧(☑ふれあいいいきサロン・□子育てサロン)

地区(校区)社協名 〇〇 地区(校区)社会福祉協議会

令和 7 年度サロン事業実施箇所一覧を提出します。

連番	実施地区/町名	サロン名	実施予定回数	助成対象回数
1	〇〇町	サロン〇〇	12 回	12 回
2	△△町	△△サロン	12 回	12 回
3			回	回
4			回	回
5			回	回
6			回	回
7			回	回
8			回	回
9			回	回
10			回	回
11			回	回
12			回	回
13			回	回
14			回	回
15			回	回
16			回	回
17			回	回
18			回	回
19			回	回
20			回	回
合計			24 回	24 回

※ふれあいいいきサロン・子育てサロンを別々にご提出ください。

③ 様式第3号「ふれあいいいききサロン事業計画書」

各サロンが作成

(様式第3号)

ふれあいいいききサロン事業計画書

実施町名 〇〇町 サロン名 サロン〇〇

令和 7 年度ふれあいいいききサロン事業計画を提出いたします。

代表者名	長崎 太郎		代表者電話番号	0957 - 〇〇 - △△△△	
			携帯番号	△△△ - 〇〇〇〇 - △△△△	
代表者住所	諫早市〇〇町△△△				
主な会場	①	〇〇公民館	会場住所	① 諫早市〇〇町△△△	
	②	〇〇町公園		② 諫早市〇〇町△△-△	
開催日時	①	第1火曜	日	13時30分	～ 15時30分
	②	第3火曜	日	10時00分	～ 12時
主にサロンで実施している活動 (該当するものに○をつけてください) ※複数					
<input checked="" type="checkbox"/> 茶話会 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 体操 ・ 脳トレ ・ ロトレ ・ <input checked="" type="checkbox"/> レクリエーション ・ <input type="checkbox"/> 歌 ・ 調理 ・ 食事提供 ・ その他 ()					
年間計画					
※行事の欄には、イベント等ありましたらご記入ください。(例: 出前講座)					
前期	回数	行事	後期	回数	
4月	2回		10月	2回	
5月	2回	警察署の出前講座	11月	2回	
6月	2回		12月	2回	
7月	2回		1月	2回	
8月	2回	〇〇デイサービスから体操指導	2月	2回	
9月	2回		3月	2回	花見(〇〇町公園)
前期合計	12回		後期合計	12回	
年間実施予定回数合計			24回		
利用料 (該当するものに○をつけてください)	無 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 有		利用者	100円	
			ボランティア	100円	

いつもと違う場所で開催することが決まっている場合は、事前にご記入ください。

普段サロンにて、毎回実施している内容に○をつけてください。

※ 計画書に記載していない会場で開催する場合や実施回数を変更する場合、代表者を変更する場合は、様式第9号「サロン事業計画変更届」を地区社協へご提出ください。

全てを記入する必要はありません。外部講師を呼ぶ内容や外出を行う時(原則年1回)など主にサロンで実施している活動以外の内容を計画している場合は、ご記入ください。

④ ふれあいいいききサロン利用者名簿(様式第4号)

各サロンが作成

(様式第4号)

ふれあいいいききサロン利用者名簿

実施町名 〇〇町 サロン名 サロン〇〇

令和 7 年度ふれあいいいききサロン利用者名簿を提出いたします。

連番	氏名	町名 (実施地区/町名に在住の方は記入不要)	年齢 (4月1日現在)
1	諫早 花子	町	77 歳
2	諫早 太郎	町	85 歳
3	諫早 久美子	町	82 歳
4		町	歳
5			
6			
7			
8			
9		町	歳
10		町	歳
11		町	歳
12		町	歳
13		町	歳
14		町	歳
15		町	歳
16		町	歳
17		町	歳
18		町	歳
19		町	歳
20		町	歳

実施町以外の町から参加
があればご記入ください。

4月1日時点の年齢をご記入ください。
利用者は、おおむね65歳以上の方が
対象です。

※1 利用者の増減がありましたら、様式第8号「ふれあいいいききサロン利用者ボランティア異動届」を地区社協へご提出ください。
 ※2 この名簿は、ふれあいいいききサロン事業に係ること以外には使用せず、諫早市社会福祉協議会個人情報保護規程に従い管理いたします。

⑤ ふれあいいきいきサロンボランティア名簿(様式第5号)

各サロンが作成

(様式第5号)

ふれあいいきいきサロンボランティア名簿

実施町名 〇〇町 サロン名 サロン〇〇

令和 7 年度ふれあいいきいきサロンボランティア名簿を提出いたします。

連番	氏名	町名 (実施地区/町名に在住の方は記入不要)	年齢 (4月1日現在)
1	長崎 太郎	町	60 歳
2	長崎 花子	町	62 歳
3	長崎 次郎	町	65 歳
4		町	歳
5		町	歳
6			
7			
8		町	歳
9		町	歳
10		町	歳
11		町	歳
12		町	歳
13		町	歳
14		町	歳
15		町	歳
16		町	歳
17		町	歳
18		町	歳
19		町	歳
20		町	歳

実施町以外の町から参加
があればご記入ください。

4月1日時点の年齢をご記入
ください。

※ ボランティアの増減がありましたら、様式第8号「ふれあいいきいきサロン利用者ボランティア異動届」を地区社協へご提出ください。

※ この名簿は、ふれあいいきいきサロン事業に係ること以外には使用せず、諫早市社会福祉協議会個人情報保護規程に従い管理いたします。

(3) 助成金の請求に必要な書類

サロン事業費助成金請求書(様式第7号)

地区社協が作成

(様式第7号)

サロン事業費助成金 請求書

令和7年4月20日

社会福祉法人
諫早市社会福祉協議会会長 様

金 72,000 円也

令和7年度サロン事業費助成(前期分 ・ 後期分)として請求します。

※該当欄に、レ(チェック)をお願いします。塗りつぶしでも構いません。

前期分・後期分と分けての請求をお願いします。

	申請事業	サロン数	申請回数	申請額
<input checked="" type="checkbox"/>	ふれあい いきいきサロン	2 箇所	12 回	<u>48,000</u> 円 4,000円× 12 回
<input checked="" type="checkbox"/>	子育てサロン	1 箇所	6 回	<u>24,000</u> 円 4,000円× 6 回

地区(校区)社協名 〇〇地区(校区)社会福祉協議会

会長名 会長 諫早 太郎

印

(諫早市社協記入欄：この欄には何も書かないで下さい)

認証者職氏名	課	印
検 収 日	令和 年 月 日	
備 考		

(4) 助成金の報告に必要な書類

① サロン事業終了報告書(様式第13号)

地区社協が作成

(様式第13号)

サロン事業 終了報告書

令和8年3月31日

社会福祉法人
諫早市社会福祉協議会会長 様

令和7年度サロン事業が終了しましたので、必要書類を添えて報告いたします。

※該当欄に、レ(チェック)をお願いします。塗りつぶしても構いません。

	報告事業	サロン数	実施回数
■	ふれあい いきいきサロン	2 箇所	24 回
■	子育てサロン	1 箇所	12 回

※添付書類:①地区(校区)社協サロン実施報告一覧(様式第14号)

②地区(校区)社協サロン事業活動内容報告書(様式第15号)

地区(校区)社協名 **〇〇地区(校区)社会福祉協議会**

会長名 **会長 諫早 太郎**

② サロン事業実施報告一覧(様式第14号)

地区社協が作成

様式第14号

サロン事業実施報告一覧(■ふれあいいいききサロン・□子育てサロン)

地区(校区)社協名

〇〇

地区(校区)社会福祉協議会

連番	実施地区/町名	サロン名	実施回数	助成対象回数
1	〇〇町	サロン〇〇	12回	12回
2	△△町	△△サロン	12回	12回
3			回	回
4			回	回
5			回	回
6			回	回
7			回	回
8			回	回
9			回	回
10			回	回
11			回	回
12			回	回
13			回	回
14			回	回
15			回	回
16			回	回
17			回	回
18			回	回
19			回	回
20			回	回
合計			24回	24回

※ふれあいいいききサロン、子育てサロン別々にご提出ください。

③ サロン事業活動内容報告書(様式第15号)

各サロンが作成

全てを記入する必要はありません。外部講師を呼んだ内容や外出を行った時(原則年1回)など主にサロンで実施している活動以外の内容を計実施した場合は、ご記入ください。

(様式第15号)

サロン事業活動内容報告書

実施地区/町名 〇〇町 サロン名 サロン〇〇

令和 7 年度(ふれあいいきいき ・ 子育て) サロン活動内容を報告いたします。

No.

開催月日	開催時間	開催場所	参加者数(人)			主な活動
			利用者	ボランティア	その他	
4月 2日	13:30 ~ 15:30	〇〇公民館	10	5	0	
5月 7日	: : 同上 ~	同上	9	4	1	警察署から特殊詐欺についての 出前講座
6月 4日	: : 同上 ~	同上	11	5	0	
7月 2日	: : 同上 ~	同上	0	0	0	大雨のため急遽中止
8月 6日	: : 同上 ~	同上	10	5	2	〇〇デイサービスから介護予防 体操について講義
9月 3日	: : 同上 ~	同上	0	0	0	台風のため延期
9月10日	: : 同上 ~	同上	11	5	0	9月3日開催予定だったが、台風 のため延期して開催
月 日	: : ~					

中止した場合でも、開催予定
だった日にちと中止した理
由をご記入ください。

延期した場合でも、開催予定だった日にち
と延期後の日にち、延期した理由をご記入
ください。

月 日	: : ~					
月 日	: : ~					

※「開催時間」「開催場所」が同じ場合は、「同上」でかまいません。

(6) サロンを廃止する際必要な書類

サロン事業廃止届(様式第11号)

地区社協が作成

(様式第11号)

サロン事業廃止届

令和8年1月25日

社会福祉法人
諫早市社会福祉協議会会長 様

令和7年度において、(ふれあいいきいきサロン ・ 子育てサロン)を廃止したので、
(ふれあいいきいきサロン ・ 子育てサロン)事業費助成要綱に従い、届出ます。

実施町名	〇〇	廃止サロン名	サロン〇〇
廃止理由	ふれあいいきいきサロンの利用者・ボランティアが高齢化し、サロンの運営が難しくなったため。		
廃止年月日	令和7年12月	返還金の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無
返還額	金 <u>12,000</u> 円 (4,000円×3回)		
返還額内訳	1 月 1 回		
	2 月 1 回		
	3 月 1 回		
	月 回		
	月 回		
	月 回		
	合計 3 回		

地区(校区)社協名 〇〇地区(校区)社会福祉協議会

会長名 会長 諫早 太郎

(7) 年度途中の変更における各種手続き

年度途中に変更があった際に、変更届をご提出いただきたい事項は次のとおりです。以下に該当する場合は、所定の書類を地区社協事務局にご提出ください。

① 利用者及びボランティアの増員・減員

【提出理由】活動中の事故に備え、保険加入の手続きに必要なため

【提出書類】様式第8号

「ふれあいきいきサロン利用者及びボランティア異動届」

【提出時期】異動があった時

② 会場の変更

【提出理由】活動中の事故に備え、保険の手続きに必要なため

【提出書類】様式第9号「サロン事業計画変更届」

【提出時期】実施日の10日前までに

③ 実施回数の変更

【提出理由】助成金の追加交付・返還手続きがあるため

【提出書類】様式第9号「サロン事業計画変更届」

【提出時期】実施月の前月までに

④ 代表者の変更

【提出理由】サロンに関する事務連絡や研修会の案内などに必要なため

【提出書類】様式第9号「サロン事業計画変更届」

【提出時期】変更があった時

(8) 年度途中の変更における必要な書類

① 利用者及びボランティアの増員・減員

ふれあいいいききサロン利用者及びボランティア異動届(様式第8号)

各サロンが作成

(様式第8号)

ふれあいいいききサロン利用者及びボランティア異動届

令和 7年 8月 20日

地区(校区)社協名 〇〇地区社会福祉協議会

実施地区/町名 〇〇町 サロン名 サロン〇〇

令和 7 年度ふれあいいいききサロン利用者及びボランティア異動届を提出いたします。

利用者異動状況

連番	氏名	町名 (実施地区/町に在住の方は記入不要)	年齢(4月1日現在)	増減
1	諫早 花子	町	87 歳	増減
2		町	歳	増・減
3		町	歳	増・減
4		町	歳	増・減
5		町	歳	増・減

ボランティア異動状況

連番	氏名	町名 (実施地区/町に在住の方は記入不要)	年齢(4月1日現在)	増減
1	新道 華子	町	65 歳	増減
2		町	歳	増・減
3		町	歳	増・減
4		町	歳	増・減
5		町	歳	増・減

現在登録人数	登録利用者数	12 人	登録ボランティア数	5 人
異動届提出後人数	登録利用者数	13 人	登録ボランティア数	6 人

※この名簿は、ふれあいいいききサロン事業に係ること以外には使用せず、諫早市社会福祉協議会個人情報保護規程に従い管理致します。

② 会場・代表者・実施回数の変更

サロン事業計画変更届(様式第9号)

各サロンが作成

(様式第9号)

サロン事業計画変更届

令和 7 年 8 月 20 日

地区(校区)社協名 〇〇地区社会福祉協議会

実施地区/町名 〇〇町 サロン名 サロン〇〇

令和 7 年度(ふれあいいきいき・子育て) サロン事業計画を下記のとおり変更します。

※該当欄に、レ(チェック)をお願いします。塗りつぶしても構いません。

		変更前	変更後	
<input checked="" type="checkbox"/> 今回のみ <input type="checkbox"/> 以後、変更 <input checked="" type="checkbox"/> サロンの変更代表者	■ 今回のみ	実施日	10月20日	
	■ 今回のみ	会場(住所)	〇〇公民館	
	■ 今回のみ	理由	コスモス見学に行くため	
	□ 以後、変更	会場名		
	□ 以後、変更	会場(住所)		
	□ 以後、変更	実施日		
	□ 以後、変更	理由		
■ サロンの変更代表者	氏名	長崎 太郎	新道 花子	
■ サロンの変更代表者	連絡先住所	諫早市〇〇町△△△	諫早市〇〇町〇〇-△	
■ サロンの変更代表者	電話番号	(固定) - - - (携帯) △△△ - 〇〇〇〇 - △△△△	(固定) - - - (携帯) 〇〇〇 - △△△△ - 〇〇〇〇	
<input checked="" type="checkbox"/> 実施回数の変更	□ 前期	4月	回	回
		5月	回	回
		6月	回	回
		7月	回	回
		8月	回	回
		9月	回	回
	■ 後期	10月	1 回	2 回
		11月	1 回	2 回
		12月	1 回	2 回
		1月	1 回	2 回
		2月	1 回	2 回
		3月	1 回	2 回
	変更理由		9月から月1回の開催を月2回としたため。	

※会場を変更する場合は、変更の10日前までに本会にご提出ください。
 ※実施回数を変更する場合は、変更をする回の前月までに本会にご提出ください。

【資料編】

ふれあいいいききサロン事業実施要領

1. 事業の目的

この事業は、外出機会が減った高齢者に集いの場所を提供し、地域の人々との会話、レクリエーションなどを通じて、高齢者の生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上及び地域住民相互の支え合い活動の高揚を図ることを目的とする。

2. 実施主体

地区(校区)社会福祉協議会

3. 実施場所

公民館、集会所等とする。

4. 利用対象者

おおむね65歳以上の高齢者とする。

5. 開催頻度

原則月1回以上とする。

6. 開催時間

おおむね1時間以上とし、実施者の計画により時間設定されるものとする。

7. 事業内容

利用者及びボランティアが共に楽しめるものであり、事業の目的が達せられるものでなければならない。

8. 助成金

ふれあいいいききサロン事業費助成金要綱第5条に定めるとおりとする。

9. 保険

ふれあいいいききサロン事業費助成金要綱第10条に定めるとおりとする。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年3月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

ふれあいいいききサロン事業費助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人諫早市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、諫早市内のふれあいいいききサロン事業（以下「サロン事業」という。）を実施する地区（校区）社会福祉協議会（以下「地区（校区）社協」という。）に対して、活動費の助成を行うことによりサロン事業の安定した運営と地域福祉の向上を図ることを目的とする。

(助成対象)

第2条 この助成事業の対象は、地区（校区）社協とする。

(サロン事業の内容)

第3条 サロン事業の形態は、ふれあいいいききサロン事業実施要領（平成18年4月1日制定。以下「サロン事業実施要領」という。）を満たすものとする。

(活動期間)

第4条 サロン事業の活動期間は、当該年度の4月1日から3月31日までとする。

(助成額)

第5条 サロン事業への助成金は、開催1回あたり4,000円とし、週1回（月5回まで）を上限として助成する。

(助成金の交付の申請)

第6条 助成金を申請しようとする地区（校区）社協は、サロン事業費助成金交付申請書（様式第1号）、サロン事業実施箇所一覧（様式第2号）、ふれあいいいききサロン事業計画書（様式第3号）、ふれあいいいききサロン利用者名簿（様式第4号）及びふれあいいいききサロンボランティア名簿（様式第5号）を本会に提出するものとする。

(決定通知及び却下通知)

第7条 本会会長は、前条の申請があったときは、速やかに交付の決定又は却下を行い、サロン事業費助成金の交付（決定・却下）通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第8条 助成の決定通知を受けたものは、サロン事業費助成金請求書（様式第7号）を本会に提出するものとする。

(助成金の交付)

第9条 本会は、サロン事業費助成金請求書（様式第7号）を受理後、前期、後期に分けて申請者が指定する金融機関に助成金を振り込むものとする。

(傷害保険)

第10条 本会は、提出されたふれあいいいききサロン利用者名簿(様式第4号)及びふれあいいいききサロンボランティア名簿(様式第5号)に基づき、ふれあいいいききサロンの活動中の事故に備え、適切な保険に加入するものとする。

(助成金の使途)

第11条 助成金の使途については、サロン事業実施要領の目的を達することに使用するものとする。

(届出等)

第12条 地区(校区)社協は、ふれあいいいききサロン利用者又はふれあいいいききサロンボランティアの人数が増減する場合、ふれあいいいききサロン利用者及びボランティア異動届(様式第8号)を本会へ提出するものとする。

2 地区(校区)社協は、次の各号に定める内容について、年度当初に提出したふれあいいいききサロン事業計画書(様式第3号)から変更があったときは、本会に報告し、サロン事業計画変更届(様式第9号)を提出するものとする。

(1) 会場の変更

(2) サロン代表者の変更

(3) 実施回数の変更

3 地区(校区)社協は、前項第3号に掲げる変更によりサロン事業の実施回数を追加したときは、サロン事業計画変更に伴う助成金交付申請書兼返還届(様式第10号)を本会に提出するものとする。

4 本会会長は、前項の申請があったときは、速やかに追加交付の決定又は却下を行い、サロン事業計画変更に伴う助成金交付(決定・却下)通知書(様式第12号)により申請者に通知するものとする。なお、助成の決定通知を受けたものは、サロン事業費助成金請求書(様式第7号)を本会に提出するものとする。

5 地区(校区)社協は、サロン事業の中止をしたときは、サロン事業計画変更に伴う助成金交付申請書兼返還届(様式第10号)に中止回数分の助成金を添えて、本会に提出するものとする。

6 地区(校区)社協は、サロン事業を廃止したときは、サロン事業廃止届(様式第11号)に未実施回数分の助成金を添えて、本会に提出するものとする。

(事業報告)

第13条 地区(校区)社協は、サロン事業に係る出納帳及び事業内容を記したものを備えるものとし、本会からその照会を求められたときは速やかに提示するものとする。

2 地区(校区)社協は、サロン事業終了後、速やかにサロン事業終了報告書(様式第13号)、地区(校区)社協サロン実施報告一覧(様式第14号)及びサロン事業

活動内容報告書(様式第15号)を本会に提出するものとする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

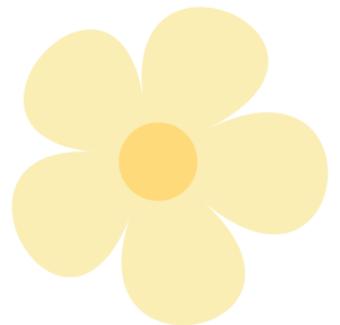
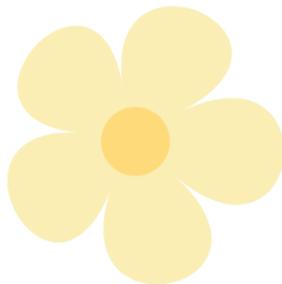
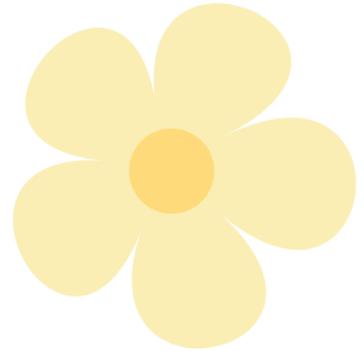
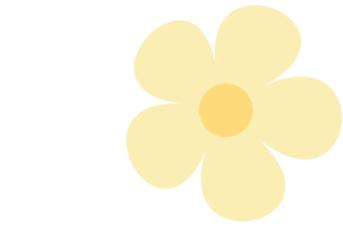
この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

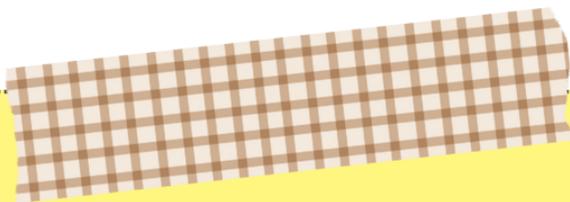
この要綱は、令和6年8月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。



ふれあいいきいきサロン
に関するお尋ね・ご相談等
お気軽にご連絡ください。



【編集・発行】

社会福祉法人 諫早市社会福祉協議会

〒854-0045 長崎県諫早市新道町948番地

TEL : 0957-24-5100 FAX : 0957-24-5101

令和7年2月